

議案第 81 号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（令和元年川崎市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

目次の改正規定中「れいんぼう川崎（第 117 条～第 127 条）」を「削除」に改める。

第 2 章第 8 節中第 22 条の 15 を第 127 条とし、第 22 条の 14 を第 126 条とし、第 22 条の 13 を第 125 条とし、第 22 条の 12 を第 124 条とし、第 22 条の 11 を第 123 条とする改正規定、第 22 条の 10 第 1 号を改め、同条を第 122 条とする改正規定、第 22 条の 9 の 4 を第 121 条とし、第 22 条の 9 の 3 を第 120 条とし、第 22 条の 9 の 2 を第 119 条とする改正規定、第 22 条の 9 の見出し及び同条を改め、同条を第 118 条とする改正規定並びに第 22 条の 8 を第 117 条とする改正規定を次のように改める。

第 2 章第 8 節を次のように改める。

## 第 8 節 削除

第 1 1 7 条から第 1 2 7 条まで 削除

第 1 章の改正規定のうち第 4 条第 7 号中「れいんぼう川崎」を「削除」に改める。

附則第 1 項ただし書中「、公布の日」を「公布の日から、目次の改正規定（第 3 章第 7 節に係る部分に限る。）、第 2 章第 8 節の改正規定、第 2 章第 8 節を第 3 章第 7 節とする改正規定及び第 1 章の改正規定（第 4 条第 7 号に係る部分に限る。）は令和 3 年 4 月 1 日」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

れいんぼう川崎を廃止するため、この条例を制定するものである。